

# 2019年度 公益財団法人さんりく基金

## 県北沿岸地域新商品・新サービス開発事業募集要項

### 1. 事業の目的

県北・沿岸地域の復興・発展を支援するため、地域の農林水産物や観光資源などの特性を生かしたストーリー性のある新商品開発や国内外からの観光誘客促進に向けた受入態勢の整備及びサービス開発等の効果的な取組に対し助成を行います。

なお、1次募集では、「三陸防災復興プロジェクト 2019」の開催を契機とした、販売拡大や交流人口拡大につながる取組を重点的に支援します。

#### 「三陸防災復興プロジェクト 2019」（2019年6月1日～8月7日開催）とは…

三陸鉄道が久慈から盛までつながるほか、東日本大震災津波伝承館の開館、ラグビーワールドカップ 2019<sup>™</sup>の釜石市開催など、三陸地域が国内外から大きな注目を集めるチャンスである2019年に開催する、多彩なイベント。

復興に力強く取り組んでいる地域の姿を発信し、東日本大震災津波の風化を防ぐとともに、国内外からの復興への支援に対する感謝を示し、さらには三陸地域の多様な魅力の国内外への発信と交流の活発化により、新しい三陸の創造につなげていこうとするもの。

詳細については、三陸防災復興プロジェクト 2019 公式ホームページ (<https://sanriku2019.jp>) をご参照ください。

### 2. 助成事業の内容

#### (1) 助成対象事業

県北沿岸地域の地域資源（農林水産物や観光資源など）を活用した次の取組

ア 新商品・新サービスの企画開発

イ 既存商品の改良

ウ 観光客の受入態勢整備

エ 上記ア～ウにより完成した商品・サービスの販路開拓（宣伝ツール作成、イベント等への出展活動等）

#### (対象の例)

- ・ 地域の農林水産物や観光資源などのストーリーを盛り込んだ新商品開発を行う。
- ・ 商店等において商品やメニュー、販促ツール等の多言語化を図り、観光客の受入整備を行う。
- ・ 観光資源を活かした観光体験プログラムの商品化を行う。

#### (対象外の例)

- ・ シリーズ化されているなど、既にノウハウが確立されている商品の新バージョンを開発する。
- ・ 洋式トイレやWi-Fi設置など、設備の整備を行う。（備品購入や設備設置は対象外です。）
- ・ ホームページ作成や既存商品のカタログ作成等、販路開拓目的のみを行う。

## (2) 助成対象者

県北地域又は沿岸地域に主たる事務所を置く事業者等

### ※定義

ア 「県北地域」とは、二戸市、一戸町、軽米町及び九戸村の地域をいう。

イ 「沿岸地域」とは、宮古市、大船渡市、久慈市、遠野市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町の地域をいう。

ウ 「事業者等」とは、県北地域及び沿岸地域に所在する次に掲げるものをいう。

- ①個人事業者
- ②株式会社及び有限会社
- ③事業協同組合及び企業組合
- ④NPO法人、商工会、商工会議所、観光協会、任意団体
- ⑤その他代表理事が認める団体

※同一の内容で、他の助成金の採択を受けた事業者等は、本事業の助成対象とはなりません。

## (3) 助成要件

助成金額 50万円以内 (補助率 4/5以内)

そのうち、販路開拓のためのイベント等への出展活動経費(対象経費:事業従事者旅費・出展料)は、事業費の2割以内かつ10万円を上限とします。

なお、助成金額は、千円単位とします。

## (4) 助成対象経費

○新商品・新サービスの開発・改良、販路開拓等にかかる次の経費

対象経費	内容	備考
謝金・旅費	専門家(デザイナー、アドバイザー等)謝金・旅費、 <u>事業従事者旅費※1</u>	県の支給基準を上回る場合は減額する場合がある。
材料費	商品試作に要する材料購入費等	必要最小限に限る
外注費	パッケージデザイン費、外注加工費等	
検査分析費	放射能検査費、成分検査費、細菌検査費等	
印刷製本費	ラベル・パッケージ等の印刷費、チラシ・リーフレット等の印刷費(版代を含む)、翻訳費等	ラベル・パッケージ等の作成について試作分に限る。試作品の上限を1000個までとする。
広告宣伝費	のぼり作成、販促物作成、新聞広告代等	
出展料	商談会・展示会等の出展料	
モニター調査費	体験プログラム開発やメニュー開発にかかる調査費等	
その他特に必要と認められる経費		

※1 当該事業で完成した商品の販路開拓にかかる旅費のみを対象とし、1回につき2名分を限度とします。個人的な商談は対象外とし、県や市町村、商工団体が主催するイベント、商談会等への出席のための旅費に限ります。

### (5) 事業期間

助成金交付決定の日から原則として**6ヶ月以内**まで

※原則として、事業期間の延長は行いません。助成対象は、原則、助成金交付決定の日から期間内に支払が完了した経費に限ります。交付決定前に発注・契約等をしたものは対象外とします。

### 3. 申請窓口及び提出書類

申請窓口	提出書類
さんりく基金事務局に提出（郵送可）	①助成金交付申請書（様式第1号） ②事業計画書・事業費積算書（様式第2号） ③見積書の写し

### 4. 募集期間及び交付決定時期

	応募書類受付期間（最終日必着）	採択件数（予定）	交付決定予定時期
1次	2019年2月4日（月）～2019年3月8日（金）	30件程度	4月上旬
2次	2019年7月1日（月）～2019年7月31日（水）	20件程度	8月下旬

※助成金交付の可否は、審査委員会で審査し決定します。

### 5. 助成金の請求・支払い方法

申請事業者は、助成事業が完了した後、実績報告書（様式第6号）、事業経費決算書（付表1）及び助成金請求書（様式第7号）に関係書類を添えて提出してください。なお、前金払いは行いません。完了確認後、助成金の交付を行います。

### 6. その他

事業完了後、事業成果報告会等での成果報告を求める場合があります。

### 7. 問合せ先・申請書類提出先

公益財団法人さんりく基金事務局 担当 川村・田村

〒020-8570 盛岡市内丸10-1 岩手県政策地域部地域振興室内

TEL 019-629-5212 FAX 019-629-5219

E-MAIL jyosei@sanriku-fund.jp